

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（137）」

2. 日時：平成29年5月9日 10時00分～12時10分

3. 場所：原子力規制庁 18階C会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、津金管理官補佐、江崎安全審査官、
吉村安全審査官、田口安全審査官、竹内技術参与、山浦技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：北川執行役員（開発計画室）他17名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち、「第4条／第39条 地震による損傷の防止」及び耐津波設計方針の説明スケジュールについて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<耐津波設計方針の説明スケジュールについて>

- 提出資料における、耐震・耐津波設計方針に係るヒアリング、審査会合実績（面談含む）について、例えば4月7日ヒアリングにおいて、耐津波設計方針の内容の一部変更について具体的な説明を受けた事実はないと認識している。また、4月14日の面談において、基礎地盤の液状化判定等については設置許可基準規則第3条の審査担当チームに対して確認を行うよう伝えているが面談自体の記載がない等、事実に基づかない記載が散見される。このような、誤解や認識のずれを避けるため、有効性がある資料に基づき資料を作成すること。
- 提出資料は、事業者の希望説明スケジュールを説明したものであることから、今後同種の資料を作成する際は、この認識に基づいた記載となるよう留意すること。
- 提出資料において、スケジュール作成の前提条件や基本的考え方を明確にすること。
- 説明スケジュールについては、資料の準備が完了したものから順次というだけでなく、関連する内容をまとめて説明する等、審査の効率的観点も踏まえ検討すること。
- 耐津波設計における余震荷重と津波荷重の組み合わせ等、固有の問題を有し、設定根拠の妥当性確認が必要なものは、考え方を早めに提示すること。
- 設置許可基準規則第3条の審査と平行して、防潮堤の機能の成立性（壁体の成立性、異種構造物の成立性）等を説明する工程を提示すること。

<第4条／第39条 地震による損傷の防止>

- 屋外重要土木構造物の許容限界について、終局曲率及び終局せん断強度を適用する

対象部材を資料に提示すること。

- 配管系の解析方法について、スペクトルモーダル法等としているが、「等」とは何か資料に提示すること。
- 主要施設の耐震構造について、基礎構造形式を記載した資料を提示すること。
- 解放基盤表面におけるS波速度の具体的数値の提示について、他資料との整合も踏まえた上で検討すること。
- 基準地震動の水平方向の応答スペクトル図において、NS・EW成分を分けて提示すること。
- 基準地震動 S_s について、震源や最大加速度等がわかる一覧表を提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 耐津波設計方針の審査スケジュール案
- ・ 東海第二発電所 地震による損傷の防止
- ・ 東海第二発電所 新規規制基準適合への対応状況(地震による損傷の防止(第4条))
- ・ 比較表 (1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置, 構造及び設備)
- ・ 比較表 (1.2 追加要求事項に対する適合性 (2) 安全設計方針)